

## 藤沢市企業立地雇用奨励補助金交付要綱

制定	平成17年4月1日
改正	平成18年4月1日
改正	平成23年4月1日
改正	平成28年4月1日
改正	令和2年4月1日
改正	令和4年4月1日

### (趣旨)

第1条 市長は、この市の区域内に立地した企業等に対し、企業の立地等を促進し、並びに産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るための企業立地雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）を、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (2) 企業立地等 企業等が、この市の区域内において、藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第4号アに該当する固定資産の取得等（同号ア(ウ)の償却資産の取得にあつては、同号ア(ア)又は(イ)の取得等を併せて行う場合に限る。）をして、令和7年3月31日までに同条第5号アに規定する行為をすることをいう。
- (3) 新規雇用者 企業立地等を行う企業等（以下「立地企業等」という。）が、当該企業立地等に係る操業開始の日（以下「操業開始日」という。）前6月から操業開始日以後3月までの間に新たに雇用した者で、当該雇用した日から引き続き1年以上継続して就業しているもの（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に掲げる者に該当する者及び1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）のうち、当該雇用した日前6月から当該立地企業等が第5条の申請をするまでの間継続してこの市の区域内に住所を有する者をいう。
- (4) 正社員 新規雇用者のうち、期間の定めのない労働契約によって雇用された者であつて1週間の所定労働時間が35時間以上のものをいう。
- (5) 新規派遣労働者 立地企業等が、労働者派遣事業の適正な運営の確保

及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき受け入れた派遣労働者で、操業開始日前6月から操業開始日以後3月までの間に新たに派遣され、かつ、当該派遣された日から引き続き1年以上継続して就業しているもの（労働基準法第21条各号に該当する者及び当該立地企業等における1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）のうち、当該派遣された日前6月から当該立地企業等が第5条の申請をするまでの間継続してこの市の区域内に住所を有する者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、条例第2条第7号に規定する支援措置の適用を受けることができる立地企業等で、新規雇用者及び新規派遣労働者の合計数が10人以上であり、当該新規雇用者のうち正社員が2人以上であるもの（中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業等をいう。以下同じ。）にあっては新規雇用者及び新規派遣労働者の合計数が3人以上で当該新規雇用者のうち正社員が1人以上であるもの）

（補助金額）

第4条 一の立地企業等に対して交付する補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が1億円を超えるときは、1億円とする。

（1） 次に掲げる正社員の区分に応じて定める額に当該正社員の数に乗じて得た額

ア 正社員 100万円

イ アに規定する正社員で引き続き2年以上継続して雇用されているもの 50万円（中小企業等にあっては、75万円）

ウ アに規定する正社員（中小企業等に限る。）で引き続き3年以上継続して雇用されているもの 50万円

エ 正社員以外の新規雇用者のうち、当該立地企業等の操業開始日以後3月を経過した日から1年6月を経過した日までの間に、正社員として新たに雇用された正社員以外の新規雇用者（正社員以外の新規雇用者としての雇用期間と当該正社員としての雇用期間が連続している場合に限る。）で、当該正社員以外の新規雇用者として勤務を開始した日から引き続き2年以上継続して雇用されているもの 50万円（中小企業等にあっては、75万円）

オ 前号に該当する中小企業等の新規雇用者で、引き続き3年以上継続して雇用されているもの 50万円

カ 新規派遣労働者のうち、当該立地企業等の操業開始日以後3月を経過

した日から1年6月を経過した日までの間に、正社員として新たに雇用された新規派遣労働者（新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員としての雇用期間が連続している場合に限る。）で、当該新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員として雇用された期間が2年以上であるもの 50万円（中小企業等にあつては、75万円）

キ 前号に該当する中小企業等の新規派遣労働者で、当該新規派遣労働者としての派遣期間と当該正社員として雇用された期間が3年以上であるもの 50万円

（補助金交付申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金が、前条第1号アに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後1年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第1号様式）を、同号イ、エ又はカに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後2年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第2号様式）を、同号ウ、オ又はキに係るものである場合にあつては第3条の補助金の交付対象者に該当するに至った日から操業開始日以後3年4月を経過する日までに企業立地雇用奨励補助金交付申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

（1） 当該立地企業等が、新規雇用者と締結した雇用契約又は立地企業等が新規派遣労働者の派遣を受け入れる際に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により締結した労働者派遣契約の内容を明らかにすることができる書類

（2） 当該立地企業等が新規雇用者を雇用し、又は新規派遣労働者の派遣を受け入れた日から前項の申請をするまでの間において、当該新規雇用者又は新規派遣労働者をそれぞれ継続して雇用し、又は受け入れていることを証する書類及び当該新規雇用者又は新規派遣労働者がそれぞれ雇用され、又は受け入れた日以後前項の申請をする日までの間引き続きこの市の区域内に住所を有することを証する書類

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書及び同条第2項の書類が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金の額を決定し、企業立地雇用奨励補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期の特例)

第7条 規則第7条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定により交付の決定をした補助金を2年を超えない期間内において分割して交付することができる。

(状況報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、事業遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、規則第10条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が条例第11条の規定により支援措置を取り消され、又は停止されたときは、その者に係る補助金交付の決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、企業立地雇用奨励補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を

加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。